

住吉中いじめ防止基本方針

宇土市立住吉中学校

はじめに

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を受けて、同年10月に文部科学省が「いじめ防止等のための基本方針」を策定した。また、12月には熊本県が「熊本県いじめ防止基本方針」を、平成26年2月には宇土市が「宇土市いじめ防止基本方針」をそれぞれ策定している。さらに、令和2年11月には「熊本県いじめ防止基本方針」、令和3年4月には「宇土市いじめ防止基本方針」の改訂が行われた。

今後も、いじめは、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題であるという認識をもち、家庭や地域、関係機関とも連携を図りながら、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめに負けない」集団づくりを進めていく必要がある。

この「住吉中いじめ防止基本方針」は、学校が家庭、地域、その他関係者との連携の下、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、職員の研修の在り方及びいじめ防止対策の年間計画をいう。以下同じ。）のための総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめ防等対策の基本理念

本校のいじめ防止等のための対策の基本理念は、「いじめ防止等」は子どもの人権・権利を守る取組であるとの認識のもと、推進法に規定されているように、以下のとおりとする

- (1) 学校の「いじめ防止基本方針」の具体的展開に向けた見直しと共有
- (2) 学校内外の連携を基盤に実効的に機能する学校いじめ対策組織の構築
- (3) 事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする発達支援的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換
- (4) いじめを生まない環境づくりと児童生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるような働きかけを行う。

2 いじめの定義

本方針において「いじめ」とは、推進法第2条に基づき以下のとおり定義する。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的には、次のような態様が考えられる。

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間外れ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

(7) 嫌なことや恥ずかしこと、危険なことをされたり、させられたりする。

(8) パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

3 いじめの解消の要件

いじめは、単に謝辞をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、国の基本方が示すように、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により長期の期間を設定する。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

4 学校のいじめ防止等に関する組織の設置

(1) 目的

学校は、いじめに対して組織的に対応するため、「校内いじめ防止委員会」及び「住吉中いじめ対策委員会」を設置する。

(2) 組織

ア 「校内いじめ防止委員会」について

○構成委員

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、各学年生徒指導担当、該当担任

○活動内容

- ・未然防止のための年間活動計画の作成
- ・調査及び教育相談に関すること
- ・いじめ事案の対応に関すること
- ・いじめに関わる生徒理解に関すること

○開催

「校内いじめ防止委員会」は、原則として毎週1回開催する。ただし、いじめ事案発生時は臨時的に開催する。

イ 「住吉中いじめ対策委員会」について

○構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学校運営協議会委員、保護者代表、養護教諭、スクールカウンセラー

○活動内容

- ・未然防止のための年間活動計画の承認
- ・調査及び教育相談に関することの報告
- ・いじめ事案の対応に関することの検討
- ・いじめに関わる生徒理解に関する検討

○開催

「住吉中いじめ対策委員会」は、原則として年3回開催する。ただし、いじめ事案発生時は、臨時に開催する。

ウ 重大事案については、宇土市教育委員会に設置してある関係協議会、委員会と連携する。

(3) 具体的取組

ア 日常的活動

- ・きずなアンケート（毎月の「心の点検表」）の実施、集計、現状把握
- ・心のアンケート（毎年12月）の実施、集計、現状把握
- ・定期的な教育相談（6月、11月、2月）
- ・いじめ防止のための職員研修の立案、実施
- ・いじめ防止に係る生徒・保護者・地域への啓発
- ・現状の意見交換、実態把握

イ いじめ事案発生の場合

- ・事案に対する事実関係の情報収集と共通理解
- ・事案の分析及び課題把握
- ・事案解決のための対応策の検討
- ・対応方針の決定と解決への見通しの指示
- ・教職員一人一人の役割の明確化
- ・家庭や関係機関対応の方策検討や報告・連絡・相談
- ・学校で対応できる事案であるか否かの意見交換と判断
- ・校長を中心に全員で共通実践

5 いじめの未然防止

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ることを前提に、いじめを起こさない学校づくりを進める。

(1) 学校教育活動における取組のポイント

ア 授業

- ・一人一人の学力を保障する分かりやすい授業の工夫・改善を行う。
- ・人権に関する知識理解と人権感覚の涵養を図るための工夫を行う。
（人権教育は毎学期実施）
- ・道徳の研究授業を実施する。
- ・徹底指導と能動型学習のめりはりのある授業の創造を行う。
- ・家庭学習定着のための手立てや個に応じた補充的学習の工夫を行う。

イ 特別活動－学校行事

	未然防止のポイント	早期発見のポイント
体育大会	<ul style="list-style-type: none"> ・共に支え合う仲間づくりの視点 ・達成感や成就感をもたせ、学級や学年全員でその思いを共有化 	<ul style="list-style-type: none"> ・練習時間の開始前後や休憩時の様子 ・大会当日の応援・待機中の様子 ・競技終了時の様子
文化発表会		<ul style="list-style-type: none"> ・練習や準備中の様子 ・発表見学中や休憩時間の様子
合唱コンクール	<ul style="list-style-type: none"> ・よりよい合唱をつくりあげていく実感をもたせる視点 	<ul style="list-style-type: none"> ・練習時や練習終了後の様子 ・発表見学中や休憩時間の様子
集団宿泊教室	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスのまとまりができていく実感をもたせる視点 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動班編成時の様子
修学旅行	<ul style="list-style-type: none"> ・共に支え合う仲間づくりの視点 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動班編成や宿舎部屋割り時の様子
生徒会役員選挙	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめのない学校づくりの視点での、学校づくりへ参画する意識 	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙活動時の周りの様子 ・掲示物へのいたずらがでないか
卒業式	<ul style="list-style-type: none"> ・支え合ってきた級友や先輩に対する感謝の気持ちをもって式に臨む視点 	<ul style="list-style-type: none"> ・練習時間の開始前後の様子 ・式中（練習も含む）の様子

ウ 特別活動－学級活動

- ・楽しく、規律正しい学校生活を構築させ、集団成員として望ましい資質や能力を身に付けさせる。
- ・教師と生徒の触れ合いを通して課題解決できる力を育成し、心身の調和のとれた発達や豊かな個性の育成を図る。
- ・人間として望ましい在り方・生き方についての自覚を深めさせ、進路を選択し、将来を豊かに生きる能力を高めさせる。

エ 道徳教育

- ・生命の尊さ、周りの人への思いやりや感謝といった道徳教育の重点目標を基盤にした教育活動の推進を行う。
- ・一人一人の意見や考えを交流する活動を設定し、コミュニケーション能力を高めさせる。
- ・他の教育活動との関連を図り、一層の深化統合を図る。

オ 人権教育

- ・本校で定めている「人権教育を通して育てたい資質・能力」を育成する視点で人権教育を推進する。
- ・教師、生徒共に言語環境を整え、お互いの人権を認め合う態度を育てる。
- ・いじめや差別を見抜き、許さない「人権を尊重する集団づくり」に取り組む。
- ・すべての生徒の自己実現のため、学力保障、進路保障に努める。

カ 総合的な学習の時間

- ・キャリア教育と関連させ、仲間と協力して学習を進められる体験活動を展開し、生き方について学ばせる。

- ・様々な体験活動の中で、自ら学び、目標を設定し、課題解決をしようとする態度や能力を育成する。
- ・多様な考えや意見を受け入れ、それらを尊重するような場面を設定し、コミュニケーション能力を高めさせ、他者との豊かな関係を構築させる。

キ 部活動

- ・部員の団結を強め、部間の融和・連携を図り、住吉中部活動組織の一員であることの認識を深める。
- ・豊かな心身の育成を図り、活動におけるルールやマナーを習得することで、日常生活が更に向上するような指導を行う。

(2) 保護者・地域との連携

- ・学校のいじめ対策の取組について、学校だより、学級通信等を用いて発信する。
- ・学校 HP に、「住吉中いじめ防止基本方針」を掲載し、周知を図る。
- ・いじめに関する相談や情報の窓口を明確にする。

6 早期発見のための方策

(1) 教職員による観察や情報交換

ア 授業中の観察ポイント

- ・教師が黒板を向いたときなどに気になる雰囲気になっていないか。
- ・教科書への落書きはないか。
- ・グループづくりで避けられていないか。
- ・ペア学習やグループ学習の際に発表したことを否定される雰囲気はないか。

イ 休み時間の観察ポイント

- ・悩んだり、怯えたりしているような表情はないか。
- ・教室移動時に、一人仲間から離れるなど気になる点はないか。

ウ 給食中の観察ポイント

- ・給食の量が極端に多かったり、少なかったりしていないか。
- ・机と机の間に不自然な隙間はないか。

エ その他

- ・授業中や生活ノートの日記等、生徒と積極的に触れ合うことにより生徒の様子を注意深く観察する。
- ・気になることは、すぐに「校内いじめ防止委員会」に報告するよう習慣付ける。

(2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施

- ・原則として毎月末にきずなアンケート「心の点検表」を実施する。
- ・毎学期1回、担任による教育相談を実施する。

(3) 校内点検の実施

- ・「校内いじめ防止委員会」による、下足箱や掲示物の点検を行う。
- ・学年部による、教室の点検（掲示物や机の落書き、不自然な机や椅子の乱れ等）を行う。

(4) 相談体制の整備

- ・担任以外にも、心の教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、カウンセリングを行う。
- ・不登校担当や生徒指導主事が、常にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を図り、情報交換を行う。

(5) いじめ（けんか・ふざけ合いを含む）発見チェックリストの活用

- ・学校用（学級担任用、教職員用）としては、毎月アンケート実施時に配付し点検する。
- ・家庭用としては、1年に1回配付する。（12月）

- ・いじめの早期発見のためのセルフチェックを行う。

- 1 朝いつも誰かの机が曲がっていませんか。
- 2 掲示物が破れていたり、落書きがあつたりしていませんか。
- 3 班にすると、机と机の間にすきまがありませんか。
- 4 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げなどをしていませんか。
- 5 教職員がいないと、掃除がきちんとできていないことはありませんか。
- 6 自由にグループ分けをさせると、特定の子どもが残ることはありませんか。
- 7 些細なことで冷やかしをするグループはありませんか。
- 8 学級やグループの中で、絶えず周りの顔をうかがう子はいませんか。
- 9 自分たちのグループだけにまとまり、他を寄せつけない雰囲気はありませんか。
- 10 特定の子どもに気を遣っている雰囲気はありませんか。

(6) 「いじめ」(けんか・ふざけを含む)を把握するポイント

- ・当事者間が対等な関係にあるか。
- ・一定のルールがあり、役割交代が見られるか。
- ・行為に楽しさや心の交流が感じられるか。
- ・行為の被害者の様子に変化はないか。
- ・周囲の生徒に、よそよそしさやしらけた雰囲気が感じられないか。

7 いじめ発生時の具体的対応

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合には、速やかに組織で対応する。その際、いじめられた生徒を守り通すとともに、いじめた生徒に対しては、その生徒が抱える課題や悩みを理解しながら、その生徒の人格の成長のためにも毅然とした態度で指導する。

また、けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあり、背景にある事情の調査を丁寧に行う。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携の下で取り組む。

- (1) いじめの発見(けんかやふざけ合いを含む)や相談を受けたときの対応
 - ・いじめと疑われる行為を発見したら、その場でその行為を止める。
 - ・生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあつた場合は、真摯に傾聴し、管理職に報告後即対応する。
 - ・いじめられた、或はいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
 - ・「校内いじめ防止委員会」へ報告し、学校総体で組織的な対応を図る。
- (2) いじめられた生徒に対して
 - ・正確な情報収集と情報の整理・分析を行う。
 - ・安心して相談できる場の設定をする。
 - ・本人の訴えをアサーティブに受け止める。
 - ・いじめ解決の決意を伝達する。
 - ・子どもを徹底的に守る姿勢を示す。
 - ・スクールカウンセラー等と連携し心のケアを行う。
 - ・状況に応じて外部機関等と連携する。
- (3) いじめられた生徒の保護者に対して
 - ・家庭訪問を行い、きちんとした事実を伝え、誠意ある対応をする。
 - ・正確な情報と指導の経緯を伝達し、家庭の協力依頼を得る。
 - ・保護者の思いを聞き取り、指導の方向性と解決への見通し等について伝達する。
 - ・指導に関する経過報告を細かく行い、より保護者とつながる機会とする。
 - ・謝罪の会などを行う場合は、あくまで保護者と本人の意志を尊重して総合的に判断する。また、その場合は学校関係者が立ち会うものとする。

- (4) いじめた側の生徒に対して
- ・複数の教師で対応し、正確な情報収集と情報の整理・分析を行う。
 - ・子どもが落ち着いて自分の言動を振り返り、反省することができる場を確保する。
 - ・自らの言動が相手を傷つけていることに気づかせ、その後も日常の声かけを続けていく。
 - ・相手の人格や人権を尊重することの大切さに気づかせ、行動化を図る。
 - ・自分の長所を再認識させ、それをいかす生活の在り方を確認する。
- (5) いじめた生徒の保護者に対して
- ・電話ではなく、家庭訪問や学校で面談するなどして直接事実を伝達する。
 - ・複数対応を原則とする。
 - ・事実を伝える際は、冷静かつ正確に行う。
 - ・毅然とした態度で臨み、あくまで被害者側を第一に考えた対応をする。
 - ・保護者へ「いじめに対する正しい認識」を促す。
 - ・いじめた側に複数の生徒がいる場合は、それぞれの保護者との間で「いじめの事実があり、自分の子どもがそれを行った」という共通の理解を図る。
※いじめた側の保護者の理解が得られず、いじめられた保護者との間で解決が図れないばかりでなく、いじめた側同士の保護者間で別のトラブルになった事例もある。
 - ・いじめられた子どもとその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すよう助言する。
- (6) 重大事案への対処
- ア 本方針において、「重大事案」とは、次のようにとらえる。
- 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を負った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - 年間30日以上いじめにより欠席した場合
- イ 市教育委員会へ報告する重大事案の例
- ・生命、心身又は財産に重大に被害が生じた疑いがあるとき
 - ・相当の期間、学校を欠席することが余儀なくされる疑いがあるとき
 - ・犯罪行為として取り扱われるべき場合
- ウ イのような事案が起きたとき
- ・重大事態が発生した旨を、管理職を通して宇土市教育委員会に速やかに報告する。
 - ・教育委員会と協議の上、当該事態に対処する組織を設置する。
 - ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・上記調査結果については、いじめられた生徒と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
 - ・事態の関係生徒と保護者への心のケアや落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を、スクールカウンセラー等と連携して行う。

8 いじめに関する校内研修

(1) カウンセリングマインドの習得

ア カウンセリングマインドとは

カウンセリングで大切にしている基本的な考え方や態度のこと。

具体的には、「生徒を尊重する」、「生徒理解を究める」、「人間関係を重視する」、「生徒を主体にする」、「気持ちを受容しても行為を認めない」のポイントがある。

イ カウンセリングマインドをもった教師像

- ・教えるよりも育てることに関心をもつ教師
- ・子どもの感情を大切にす教師
- ・行動の背後にある条件やプロセスを理解しようとする教師

- ・子どもから学ぶ柔軟さと謙虚さをもつ教師
 - ・一人一人の独自性を大切にする教師
 - ・教えること、守らせることをはっきり示せる教師
 - ・子どもとの交流を大切にし、親しい関係を豊かに育む教師
- ウ カウンセリングマインドをもった教育活動の視点
- ・子どもがのびのび発言できる雰囲気づくりや言葉かけを行っているか。
 - ・学校で共通理解している授業のルールを徹底し、授業を乱す者に毅然として注意しているか。
 - ・不完全な解答であっても、その中にある子どものよさを認めるようにしているか。
 - ・答えにつまずいた子どもの気持ちに寄り添うような援助を行っているか。
 - ・授業において、子どもをほめたり、励ましたりすることを大切にしているか。
 - ・教室の後ろまで通る声で授業をしているか。
 - ・子どもが、自分で考え答を見つけ出せる喜びを実感できる授業を展開しているか。
 - ・特別活動等を通して、子どもとの関わりを大切にしているか。
- エ カウンセリングマインドを習得する研修
- ・スクールカウンセラーの協力を受け、すべての職員が参加する研修機会を設ける。
 - ・研修内容は、教育相談や日常の授業に役立てられる実践的なものとする。
- (2) 事例研究
- ア 目的
- 生徒指導に関する教職員の力量を高め、問題行動の解決に向けた組織的取組を推進する。
- イ 内容
- ・問題行動の要因や背景を明確にし、子ども理解を深める。
 - ・子どもに対する効果的な指導や援助法を研究する。
 - ・教職員の共通理解を深め、相互連携を強める。
- ウ 手順
- (ア) 事例から指導上の課題や問題点を明らかにする。
- (イ) 問題解決のための指導仮説を立てる。
- (ウ) 指導方法を検討する。
- (変化の目標の明確化、行動の変容を援助、実現可能な目標の立案)

9 年間計画

4月	学校基本方針の周知と確認 P T A 役員会総会での説明 きずなアンケート (心の点検表)
5月	第1回いじめ対策委員会 生徒理解 (校内研修) きずなアンケート (心の点検表)
6月	「心のきずなを深める」月間 いじめ根絶全校集会 きずなアンケート (心の点検表) 教育相談
7月	1学期の評価 きずなアンケート (心の点検表)
8月	校内研修 いじめ対策校内委員会 (2学期へ向けての改善)
9月	生徒理解 きずなアンケート (心の点検表)
10月	きずなアンケート (心の点検表)

11月	きずなアンケート（心の点検表） 教育相談 三者面談（3年生）
12月	心のアンケート 保護者への家庭チェックリスト配付 人権集会 2学期の評価
1月	いじめ対策校内委員会（3学期へ向けての改善） i-check きずなアンケート（心の点検表）
2月	第2回いじめ対策委員会 きずなアンケート（心の点検表） 教育相談
3月	取組評価アンケート

※人権集会を除き、各計画の主査は「いじめ対策委員会」が務める。

9 ネット上のいじめへの対応

(1) 意義

ネット上のいじめについては、本人が見えにくい中で行われることが多いこと、また、被害が広範囲で長期に及ぶ可能性があることに留意して対応する。

(2) 内容

インターネット等を介したいじめは、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校では、「授業づくり」「集団づくり」「生徒の主体的な活動」等の取組とともに、生徒、保護者に対して、警察や通信事業者と連携を図り、情報モラルに関する教育に取り組む。また、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者に対しても家庭における保護者の責務や家庭での教育の必要性について周知する。

教職員は、生徒の些細な人間関係や生活、心情の変化をとらえるため、常にアンテナを高く張る必要がある。ネット上の不適切な書き込みや画像等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー傷害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

こうした、措置をとるに当たり、教育員会に報告するとともに、必要に応じて法務局等の協力を求める。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し適切に援助を求める。また、法務局等におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など関係機関の取組についても周知する。

10 三校二園間の連携

(1) 意義

いじめについては保育園と小学校、小学校と中学校等が連携を図り、幼児児童生徒についての情報、いじめ防止等の取組などについて共有する。

(2) 内容

中学校区に管理職や教職員が集まる会議を定期的で開催し（住中校区3校校長会・三校二園連絡会）情報交換を行う。

(3) 留意点

学校間の連携については、日ごろから幼児児童生徒や教職員による交流を積極的に行い、お互いに関係を深めておかなければならない。住中校区3校校長会・三校二園連絡会・住吉けんこう委員会を活用し、管理職や教職員が情報交換を行う際、地域や幼児児童生徒の実態、互いの教育方針・取組等を話し合うことで、15年間を見通した教育の連携を推進する。

1 1 家庭・地域との連携

(1) 意義

生徒を取り巻く多くの大人が、生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするために、学校はPTAや地域の関係団体、学校に関係する人たちとの連携を進め、学校と家庭、地域とが組織的に協働する体制を構築する。

(2) 内容

保護者や地域、関係機関が参画する学校運営協議会、青少年健全育成会議などにおいて、いじめ防止等について情報交換や意見交換を行うことで、地域とのネットワークづくりを推進する。

(3) 留意点

いじめ防止等に関して、保護者や地域の協力を得るために、日ごろからホームページや学校通信等で学校いじめ防止委員会の役割等の情報や学校の取組を積極的に発信するほか、授業参観の実施等、開かれた学校づくりに努める。